農 林 第 113 号 令 和 6 年 4 月 24 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高畠町長 髙梨 忠博

市町村名 (市町村コード)		高畠町
		063819
地域名 (地域内農業集落名)		糠野目②
	(下町、沢口、西町、本町、駅前、元山崎、上山崎、津久茂、夏刈、中瀬、石岡、 若葉平、駅東)	
協議の結果を取り	キレめ 4- 年 日 口	令和5年11月28日(第1回)
励識の耐米を取り	まとめた千月ロ	令和5年12月26日(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
 - ・担い手への農地の集積は飽和状態であり今後農地の引き受け手となる経営体数が少なく、耕作放棄地の増加が懸念される。
 - ・集落内では農地の集積が追い付かなくなっているので、近隣集落と連携して、担い手が農地を引き受けやすい環境を整備することが課題となっている。
 - 高齢化や農業機械への投資負担が大きくなっているため、個人経営での営農に限界がある。
 - ・素掘りの水路が残っている箇所があるため、担い手が農地を引き受けづらい状況になっている。
- (2) 地域における農業の将来の在り方

水稲中心の作付けに加え、野菜、果樹等との複合経営を継続する。

|畜産経営体との耕畜連携を継続する。

千代田地区基盤整備事業を実施する区域は、高収益作物等の栽培を検討する。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		355.99 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	355.99 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域とその周辺の農地。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項						
	(1)農用地の集積、集約化の方針						
	担い手を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、農地集積・集約を進める。						
	(2)農地中間管理機構の活用方針 地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営状況に応じて農地の集積・集約化						
	を段階的に図っていく。						
	(3)基盤整備事業への取組方針						
	中瀬、津久茂、夏刈、石岡、(大橋)では、千代田地区基盤整備事業に取り組む予定。						
	(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針						
	入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していく。						
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針						
ホールクロップの収穫、調整作業は福沢機械利用組合へ委託する。							
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)						
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④輸出 □ ⑤果樹等						
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携 □ ⑩その他						
	【選択した上記の取組方針】						
	②一部の経営体において特別栽培米を栽培し、付加価値を高めるとともに所得の向上を図る。 ③本町部落ではドローンの共同利用により防除を行う。 ⑦水利管理や環境整備については、兼業農家や農地所有者も加わって取り組んでいくとともに、農地の遊休化 を防ぐために集落全体で積極的に取り組んでいく。 ⑩一部の経営体において加工や直接販売等の6次産業化への取組みも拡大する。						